



新株式発行並びに株式売出届出目論見書
2025年9月

この目論見書により行う株式1,949,157,000円（見込額）の募集（一般募集）及び株式4,895,850,000円（見込額）の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）並びに株式1,042,816,050円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2025年9月26日に東海財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、発行価格及び売出価格等については、今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令（以下、「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下、「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（※1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（※2）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（※3）の決済を行うことはできません。

- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家がその行った空売り（※2）に係る有価証券の借入れ（※3）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

※1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、2025年9月27日（土）から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が2025年10月6日（月）から2025年10月9日（木）までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

※2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

※3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

- 2 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕<https://fiteasy.co.jp/ir/news/>）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

発行価格 未定
売出価格 未定

フィットイージ株式会社

岐阜県岐阜市本町三丁目2番地1

目 次

頁

【表紙】

〔株価情報等〕

1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】	1
2 【大量保有報告書等の提出状況】	2

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】	3
2 【株式募集の方法及び条件】	3
3 【株式の引受け】	5
4 【新規発行による手取金の使途】	5

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）】	6
2 【売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）】	7
3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】	8
4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	9
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	9

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

第2 【参照書類の補完情報】

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

第五部 【特別情報】

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

2025年10月期第3四半期（自 2024年11月1日 至 2025年7月31日）の業績の概要

独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2025年 9 月26日
【会社名】	フィットイージー株式会社
【英訳名】	FIT EASY Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 國江 仙嗣
【本店の所在の場所】	岐阜県岐阜市本町三丁目 2 番地 1
【電話番号】	058-215-8744
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経営管理本部長 藤原 祐次
【最寄りの連絡場所】	岐阜県岐阜市本町三丁目 2 番地 1
【電話番号】	058-215-8744
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経営管理本部長 藤原 祐次
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 1,949,157,000円 引受人の買取引受けによる売出し 4,895,850,000円 オーバーアロットメントによる売出し 1,042,816,050円 (注) 1 募集金額は、会社法上の払込金額（以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。）の総額であり、2025年 9 月19日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であり、2025年 9 月19日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第 1 項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所ですが、これらのうち主たる安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目 8 番20号）

1 【株価、P E R及び株式売買高の推移】

2024年7月23日から2025年9月19日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。

なお、当社株式は、2024年7月23日をもって株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価、P E R及び株式売買高について該当事項はありません。



- (注) 1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 2 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

2024年7月23日から2024年10月31日については、2024年6月19日提出の有価証券届出書の2023年10月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2024年11月1日から2025年9月19日については、2024年10月期有価証券報告書の2024年10月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2【大量保有報告書等の提出状況】

2025年3月26日から2025年9月19日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者（大量保有者）の氏名 又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の 総数（株）	株券等保有割 合（％）
野村證券株式会社	2025年5月30日	2025年6月5日	変更報告書 （注）1	134,916	0.85
ノムラ インターナショナル ピーエルシー （NOMURA INTER NATIONAL PLC）				17,848	0.11
野村アセットマネジメント株 式会社				794,100	5.00
株式会社オリーブ	2025年6月25日	2025年6月26日	変更報告書 （注）2	7,500,000	47.20
國江仙嗣				3,242,100	20.40
國江紀久				200,000	1.26
野村證券株式会社	2025年6月30日	2025年7月4日	変更報告書 （注）1	220,554	1.39
ノムラ インターナショナル ピーエルシー （NOMURA INTER NATIONAL PLC）				13,992	0.09
野村アセットマネジメント株 式会社				628,000	3.95
野村證券株式会社	2025年7月31日	2025年8月5日	変更報告書 （注）1	147,303	0.93
ノムラ インターナショナル ピーエルシー （NOMURA INTER NATIONAL PLC）				2,911	0.02
野村アセットマネジメント株 式会社				512,300	3.22

（注）1 野村證券株式会社、ノムラ インターナショナル ピーエルシー（NOMURA INTERNATIONAL PLC）及び野村アセットマネジメント株式会社は共同保有者であります。

2 株式会社オリーブ、國江仙嗣及び國江紀久は共同保有者であります。

3 上記大量保有報告書等は関東財務局及び東海財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社普通株式が上場されている株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	630,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 2025年9月26日(金)開催の取締役会決議によります。

- 2 本募集(以下、「一般募集」という。)及び一般募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の売出し(以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、319,500株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借入れる当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

- 3 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

- 4 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

2025年10月6日(月)から2025年10月9日(木)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	—	—	—
一般募集	630,000株	1,949,157,000	974,578,500
計(総発行株式)	630,000株	1,949,157,000	974,578,500

(注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。

- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、2025年9月19日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株 数単位	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1、2 (発行価格等決定 日の株式会社東京 証券取引所におけ る当社普通株式の 終値(当日に終値 のない場合は、そ の日に先立つ直近 日の終値)に0.90 ～1.00を乗じた価 格(1円未満端数 切捨て)を仮条件 とします。)	未定 (注) 1、 2	未定 (注) 1	100株	自 2025年10月10日(金) 至 2025年10月14日(火) (注) 3	1株につ き発行価 格と同一 の金額	2025年10月17日(金) (注) 3

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、2025年10月6日(月)から2025年10月9日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取る金額)及び資本組入額を決定します。なお、資本組入額は前記「(1) 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://fiteasy.co.jp/ir/news/>) (以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で2025年10月3日(金)から2025年10月9日(木)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、2025年10月6日(月)から2025年10月9日(木)までを予定しております。

したがって、

- ① 発行価格等決定日が2025年10月6日(月)の場合、申込期間は「自 2025年10月7日(火) 至 2025年10月8日(水)」、払込期日は「2025年10月14日(火)」
- ② 発行価格等決定日が2025年10月7日(火)の場合、申込期間は「自 2025年10月8日(水) 至 2025年10月9日(木)」、払込期日は「2025年10月15日(水)」
- ③ 発行価格等決定日が2025年10月8日(水)の場合、申込期間は「自 2025年10月9日(木) 至 2025年10月10日(金)」、払込期日は「2025年10月16日(木)」
- ④ 発行価格等決定日が2025年10月9日(木)の場合、上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 6 申込証拠金には、利息をつけません。

7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

① 発行価格等決定日が2025年10月6日（月）の場合、受渡期日は「2025年10月15日（水）」

② 発行価格等決定日が2025年10月7日（火）の場合、受渡期日は「2025年10月16日（木）」

③ 発行価格等決定日が2025年10月8日（水）の場合、受渡期日は「2025年10月17日（金）」

④ 発行価格等決定日が2025年10月9日（木）の場合、受渡期日は「2025年10月20日（月）」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

（3）【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店で申込みの取扱いをします。

（4）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 岐阜支店	岐阜県岐阜市金町六丁目6番地

（注） 上記払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	576,500株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むこととします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額（発行価格）と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	22,000株	
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	12,600株	
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号	12,600株	
東海東京証券株式会社	名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	6,300株	
計	—	630,000株	—

4 【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,949,157,000	19,000,000	1,930,157,000

（注） 1 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額（発行価額の総額）は、2025年9月19日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,930,157,000円については、200,000,000円をヘルスケアオートメーション（健康の自動化）実現を目的とした当社会員向けアプリのバージョンアップに係る設備投資資金に、100,000,000円を新規採用に係る人材投資資金に、354,000,000円を有利子負債の返済資金の一部に、残額である1,276,157,000円を直営店の新規出店に係る設備投資資金の一部に充当する予定であります。いずれも2027年10月期までに充当する予定であります。

ただし、発行価格等の決定に伴う手取概算額の変動により、手取概算額が2,254,000,000円を超過した場合は、2028年10月期以降の直営店の新規出店に係る設備投資資金に充当する予定であります。

上記手取金について、具体的な支出が発生するまでは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

なお、後記「第三部 参照情報 第1 参照書類」に記載の有価証券報告書（第7期）中の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」のうち、設備の新設計画は、本有価証券届出書提出日（2025年9月26日）現在以下の通りとなっております。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
FIT-EASY店舗 (日本国内)	フィットネス クラブ設備	800,000	—	自己資金又は 増資資金	2025年11月	2026年10月	4店舗
FIT-EASY店舗 (日本国内)	フィットネス クラブ設備	800,000	—	自己資金又は 増資資金	2026年11月	2027年10月	4店舗
本社 (岐阜県岐阜市)	アプリ	100,000	—	増資資金	2025年11月	2026年10月	(注) 1
本社 (岐阜県岐阜市)	アプリ	100,000	—	増資資金	2026年11月	2027年10月	(注) 1

(注) 1. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

2. 当社はフィットネスクラブ運営事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称は記載しておりません。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）】

2025年10月6日（月）から2025年10月9日（木）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	1,500,000株	4,895,850,000	岐阜県岐阜市 國江 仙嗣

(注) 1 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、大和証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

2 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

3 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

4 売出価額の総額は、2025年9月19日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏 名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1、2 (発行価格等決定 日の株式会社東京 証券取引所におけ る当社普通株式の 終値(当日に終値 のない場合は、そ の日に先立つ直近 日の終値)に0.90 ～1.00を乗じた価 格(1円未満端数 切捨て)を仮条件 とします。)	未定 (注) 1、 2	自 2025年 10月10日 (金) 至 2025年 10月14日 (火) (注) 3	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	右記金融商品 取引業者及び その委託販売 先金融商品取 引業者の本店 及び国内各支 店	東京都千代田区丸の 内一丁目9番1号 大和証券株式会社 東京都中央区日本橋 一丁目13番1号 野村證券株式会社 東京都港区六本木一 丁目6番1号 株式会社SBI証 券 東京都港区赤坂一丁 目12番32号 マネックス証券株 式会社 名古屋市中村区名駅 四丁目7番1号 東海東京証券株式 会社	(注) 4

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、2025年10月6日(月)から2025年10月9日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、売出価格を決定し、併せて引受価額(売出人が引受人より1株当たりの売買代金として受取る金額)を決定します。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト(〔URL〕<https://fiteasy.co.jp/ir/news/>) (新聞等)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 株式の受渡期日は、2025年10月20日(月)であります。

申込期間及び受渡期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び受渡期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で2025年10月3日(金)から2025年10月9日(木)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、2025年10月6日(月)から2025年10月9日(木)までを予定しております。

したがって、

① 発行価格等決定日が2025年10月6日(月)の場合、申込期間は「自 2025年10月7日(火) 至 2025年10月8日(水)」、受渡期日は「2025年10月15日(水)」

② 発行価格等決定日が2025年10月7日(火)の場合、申込期間は「自 2025年10月8日(水) 至 2025年10月9日(木)」、受渡期日は「2025年10月16日(木)」

③ 発行価格等決定日が2025年10月8日(水)の場合、申込期間は「自 2025年10月9日(木) 至 2025

年10月10日（金）」、受渡期日は「2025年10月17日（金）」

④ 発行価格等決定日が2025年10月9日（木）の場合、上記申込期間及び受渡期日のとおり、となりますのでご注意ください。

4 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売価と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一とします。

金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
大和証券株式会社	1,372,500株
野村證券株式会社	52,500株
株式会社SBI証券	30,000株
マネックス証券株式会社	30,000株
東海東京証券株式会社	15,000株

5 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

7 申込証拠金には、利息をつけません。

8 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	319,500株	1,042,816,050	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、319,500株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借入れる当社普通株式の売出しであります。上記オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <https://fiteasy.co.jp/ir/news/>）（新聞等）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されません。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

3 売出価額の総額は、2025年9月19日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 2025年 10月10日(金) 至 2025年 10月14日(火) (注) 1	100株	1株につき売 出価格と同一 の金額	大和証券株式会 社及びその委託 販売先金融商品 取引業者の本店 及び国内各支店	—	—

(注) 1 株式の受渡期日は、2025年10月20日(月)であります。

売出価格、申込期間及び受渡期日については、前記「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」において決定される売出価格、申込期間及び受渡期日とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 株式会社東京証券取引所プライム市場及び株式会社名古屋証券取引所プレミア市場への上場市場区分変更について

当社普通株式は、本有価証券届出書提出日（2025年9月26日）現在、株式会社東京証券取引所スタンダード市場及び株式会社名古屋証券取引所メイン市場に上場されておりますが、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」及び前記「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の受渡期日と同一の日をもって、当社普通株式の上場市場区分は、株式会社東京証券取引所プライム市場及び株式会社名古屋証券取引所プレミア市場に変更される予定であります。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、319,500株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借入れる当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しの売出数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下、「グリーンシュエーション」という。）を、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から2025年10月29日（水）までの間を行使期間として、当社株主より付与されます。

大和証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から2025年10月29日（水）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシュエーションの行使を行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) グリーンシュエアップションの行使期間及びシンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が2025年10月6日(月)の場合、グリーンシュエアップションの行使期間は「2025年10月15日(水)から2025年10月29日(水)までの間」、シンジケートカバー取引期間は「2025年10月9日(木)から2025年10月29日(水)までの間」
- ② 発行価格等決定日が2025年10月7日(火)の場合、グリーンシュエアップションの行使期間は「2025年10月16日(木)から2025年10月29日(水)までの間」、シンジケートカバー取引期間は「2025年10月10日(金)から2025年10月29日(水)までの間」
- ③ 発行価格等決定日が2025年10月8日(水)の場合、グリーンシュエアップションの行使期間は「2025年10月17日(金)から2025年10月29日(水)までの間」、シンジケートカバー取引期間は「2025年10月11日(土)から2025年10月29日(水)までの間」
- ④ 発行価格等決定日が2025年10月9日(木)の場合、グリーンシュエアップションの行使期間は「2025年10月20日(月)から2025年10月29日(水)までの間」、シンジケートカバー取引期間は「2025年10月15日(水)から2025年10月29日(水)までの間」

となります。

3 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である國江仙嗣並びに当社株主である株式会社オリブ、中森勇樹、國江紀久及び守田拓記は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡り日から起算して180日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等(ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、一般募集、株式分割及びストックオプションの行使による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

4 目論見書の電子交付について

引受人は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおける目論見書の提供を、原則として、書面ではなく、電磁的方法による目論見書に記載された事項の提供(以下、「目論見書の電子交付」という。)により行います(注)。

(注) 目論見書提供者は、目論見書被提供者から同意を得た上で、目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供した場合、目論見書の交付をしたものとみなされます。投資家は目論見書の書面による交付を選択することはできません。引受人が目論見書の電子交付を行う場合において、投資家から当該同意が得られないとき、また、当該同意が撤回されたときは、当該投資家に対しては目論見書の電子交付はできず、また、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおいては、当該同意が得られ撤回されていない投資家に対してのみ株式を販売します。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第7期（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日） 2025年1月31日東海財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度 第8期中（自 2024年11月1日 至 2025年4月30日） 2025年6月13日東海財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2025年9月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年1月31日に東海財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を2025年9月26日に東海財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（訂正報告書により訂正された内容を含み、以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2025年9月26日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。以下の内容は、当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については、_____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日（2025年9月26日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

「事業等のリスク」

1. 事業に関する事項

(1) 個人情報の保護について（顕在化の可能性：中／影響度：中／顕在化の時期：特定時期なし）

当社は、フィットネスクラブ運営事業において、顧客の入会手続等によって個人情報を取得し、利用しております。当社では、個人情報の保護に関する法律を遵守し、必要な社内規程を定め、社員教育を徹底しており、さらに、2024年4月にPマーク（プライバシーマーク）の認証を取得（第19001498(01)号）し、個人情報の取り扱いについて適正な管理に努めております。しかしながら、万一、個人情報の漏洩や不正利用が発生した場合、損害賠償請求やブランドイメージの低下により、当社の業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 情報システムセキュリティについて（顕在化の可能性：中／影響度：中／顕在化の時期：特定時期なし）

当社は、会員情報を管理し、会費等の徴収を行うため及び顔認証により全店舗の相互利用を可能とするための共通の顧客管理システムを直営店及びF C店全店で利用しております。社内の業務システムを含むこれら情報システムには、ウイルス感染やサイバー攻撃等によるシステム障害及び社外への情報漏洩等のリスクに対する対策を図り、F C店を含む店舗スタッフ等のシステム使用者に対する教育を行っております。しかしながら、当社の想定を超えるサイバー攻撃や、システム使用者による不正行為等により、重要データの破壊、改ざん、流出、システム停止等を引き起こす可能性や、会員様が入館出来ない等の事象が発生する可能性があります。このような情報システムセキュリティの問題が発生した場合、当社の業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

- (3) 従業員による不適切な行為等について（顕在化の可能性：中／影響度：中／顕在化の時期：特定時期なし）

昨今、パートタイム・アルバイト従業員が、勤務に関連する不適切な画像をインターネット等において公表するなど、不適切な行為をした結果、店舗の閉鎖・休業に至るなど、業務運営やブランドイメージ等に影響が及ぶ事例が出てきております。当社において、不適切な行為を発生させないためのルール策定や社員教育を徹底する等の対応策をとり、発生防止に努めており、過去に店舗従業員による不適切な行為が発生したことはありません。

しかしながら、こうした当社の取り組みにもかかわらず、そのような事象が発生したことにより情報が拡散した場合には、その内容の正確性にかかわらず、当社のブランドイメージ及び社会的信用が低下することにより、当社の業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

- (4) 集客に苦戦した場合の労務費や賃借料等の固定費負担が大きいことに伴う収益悪化に係るリスクについて

（顕在化の可能性：中／影響度：中／顕在化の時期：特定時期なし）

当社が新規出店をする際には、商圈誘引人口、交通量、競合店調査、賃借条件等の立地調査を綿密に行ったうえで集客予測を立て、所定の期間内に投資回収が出来ると判断した場合のみ新規出店の意思決定をしております。また、直営店は本部社員が複数店舗の店長を務めるものの、常駐スタッフは基本的にアルバイトスタッフのみで運営しており、労務費を変動費化するよう努めております。

しかしながら、フィットネスクラブ運営における収益構造は労務費や賃借料等の固定費の負担が大きいため、新規出店の意思決定を行った後に競合環境の変化が生じ集客に苦戦する等により会員数が出店時の計画に達しない場合、更新特約がある不動産賃貸借契約において更新時に賃料が上がった場合には、収益の確保や、初期投資の資金回収に時間がかかり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

- (5) 固定資産の減損について（顕在化の可能性：中／影響度：中／顕在化の時期：特定時期なし）

当社は、固定資産の減損に係る会計基準を適用し、直営店については、各店舗を資産グループとしてグルーピングしております。当社は、新規出店時に各店舗の将来的な収益を精緻に分析したうえで出店をおこなっており、出店後は各店舗の運営状況及び収益状況について毎月確認し、店舗の会員数が当初の計画を著しく下回っているような場合には、集客のための広告宣伝の媒体の変更等、会員数を増加させるための施策を実行しております。

しかしながら、近隣への競合店の出店による影響を受けること等により店舗の収益及び評価額が著しく低下し、有形固定資産の減損処理が必要となった場合、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

- (6) 店舗内の事故について（顕在化の可能性：中／影響度：中／顕在化の時期：特定時期なし）

当社が運営する店舗は24時間オープンしておりますが、スタッフがいる時間は原則10時から20時までとなっております。その他の時間はノースタッフタイムとなっております。店舗内は24時間録画されており、万が一のトラブル・事故等を知らせる通報が入った際には、いつでも警備員が駆け付けけるセキュリティシステムを構築しております。

しかしながら、当社が運営する店舗内で事故が発生した場合、当社は損害賠償請求を受ける可能性があります。当社は店舗内で発生する事故に関し、損害賠償責任保険に加入しておりますが、損害賠償請求額が保険金額を超えた場合、当該超過額については、当社が負担する可能性があります。また、このような事故、訴訟により、当社のブランドイメージ及び社会的信用の低下により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

- (7) F C店の店舗運営に係るリスクについて（顕在化の可能性：中／影響度：中／顕在化の時期：数年以内）

当社は、直営店の運営に加え、F C加盟店が運営するF C店を含めたフランチャイズシステム全体の運営を行っており、全国への店舗展開について限られた投資資金で効率的にスピード感をもって実施するため、今後の出店はF C店を中心に事業展開を行っていく方針であります。

当社はF C加盟店として相応しい企業を選定するために、経営者の属性、資金・事業体制、業種・競合状況及び当社理念への共感といった基準を定めて慎重に確認し、所定の手続きを経て契約を締結しております。また、契約の解除基準も同様に定めており、当該規則に基づき厳正に対応しております。

当社は独自のフランチャイズシステム運営ノウハウを保持し、F C加盟店に対して店舗運営のために必要なサポートを提供するとともに、法令遵守のための指導並びにコンプライアンス研修を実施しており、直営店と同水準のサービスを提供し、法令遵守をはじめとするコンプライアンスを徹底するための体制を整えております。

しかしながら、F C加盟店は独立した経営主体であるため、当社のこれらの取り組みにも関わらず、当社の指導に従ったサービスの提供が行われないこと、F C加盟店における不祥事及び個人情報保護法等の法令を遵守することを定めたフランチャイズ契約に違反すること等により生じる潜在的なリスクを抱えております。上記のような潜在的なリスクが顕在化した場合には、フィットイージーのブランドの価値が棄損し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、複数店舗を運営するF C加盟店について、当社との信頼関係を損ねる事象が発生し、当社ブランドを毀損する恐れが生じたことにより、当該F C加盟店が運営する全店舗の買収を実施する方針としておりましたが、当該

F C加盟店における再発防止体制の運用状況や当社ブランドに対する影響等を総合的に勘案した結果、契約継続の方針へと変更しております。

(8) 金利変動の影響について（顕在化の可能性：小／影響度：小／顕在化の時期：数年以内）

当社が直営店を新規に出店する際には、建物入居のための敷金及び保証金、店舗内装設備及び器具備品等のための資金を必要とします。当社は、これらの資金に自己資金を充当するとともに、金融機関からの借入金も充当しております。

当社の2024年10月31日現在の借入金、社債及びリース債務残高は長期短期を合計して769百万円となり、有利子負債依存度は13.1%となりましたが、2025年7月31日現在においてはそれぞれ547百万円、7.7%まで低減しております。

当社は引き続き有利子負債への依存度を低減させていく方針であり、複数の金融機関と良好な関係を維持するとともに、今後の金利動向を注視してまいります。

しかしながら、今後、金利が上昇した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 新たな感染症等が急拡大するリスク（顕在化の可能性：小／影響度：小／顕在化の時期：特定時期なし）

当社では、「安心」、「安全」、「清潔」、「快適」な店舗クオリティの維持・改善・向上に努めながら、店舗においては、政府等公的機関の見解、専門家の知見等を踏まえた「店舗運営マニュアル」に則り、様々な感染防止対策を行った上で、全店舗において24時間営業を継続しております。

しかしながら、新たな感染症等の急拡大により、事業活動の停止又は事業継続に支障をきたす事態が発生した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 新規出店に係るリスクについて（顕在化の可能性：小／影響度：小／顕在化の時期：数年以内）

当社は、今後も様々な情報ルートを活用し出店候補地の情報を収集するとともに、DXによる集客予測に基づき投資採算性の検証を行いながら、積極的にアミューズメントフィットネスクラブ運営事業の開発を進めております。また、O2O戦略（※）としてオープン2か月前から立地に合わせたプロモーションプランを実行しております。

しかしながら、当社が出店を決定した後に、景気の変動があった場合、計画時の市場調査から環境に変化があった場合、F Cオーナーの出店意欲が減退した場合、出店候補地が確保できない場合、出店に必要な人材が確保できない場合、東海3県（愛知県、岐阜県、三重県）での出店ノウハウが通用しない場合等の理由により出店計画数及び目標会員数に満たない場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

※. O2O戦略：オンライン・オフラインの広告クロスメディア戦略＋キャンペーン・イベントの掛け合わせによる積極的なプロモーションを実施

(11) 競合の出店等に係るリスクについて（顕在化の可能性：小／影響度：小／顕在化の時期：数年以内）

当社が新規出店をする際には、商圈誘引人口、交通量、競合店調査、賃借条件等の立地調査を綿密に行った上で新規出店の意思決定をしております。また、消費者の行動様式の変化等に対応すべく、SNSを活用した広告宣伝等を行うとともに、AI顔認証による入館ログ取得を用いた店舗のリアルタイムでの混雑状況をホームページ等に記載するサービスを2023年9月より全店舗に導入しております。しかしながら、当社が出店後に交通アクセスが変化した場合や、同業他社等から新規参入があった場合には、そこに新たな競合関係が生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社が運営するアミューズメントフィットネスクラブは独自のポジショニング戦略を取っておりますが、今後当社対比で低価格・低品質の同じ特徴を打ち出したフィットネスクラブが増加した場合、価格競争の激化や、低品質の同業他社の不祥事等による業界イメージの悪化等により、顧客流出やそれに対処するための様々なコストの増加等が、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

加えて、最近では、オンラインでフィットネスレッスン等のサービス提供を行う事業者の参入も増加しており、消費者の行動様式の変化等により、これらを含む他のサービス形態のフィットネスジムに顧客が流出した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 賃貸借による店舗展開について（顕在化の可能性：小／影響度：小／顕在化の時期：数年以内）

当社は、店舗の運営に当たり2025年7月31日現在の土地建物賃貸借契約により賃貸人に差し入れている敷金及び保証金の残高が1,287百万円あります。当社では、賃貸借契約において、当社が差し入れている敷金及び保証金について、物件を原状に回復し、その他の義務を完全に履行して明け渡した後、30日以内に遅滞無く、返還するものとなっており、敷金及び保証金が回収不能となるリスクを減じております。

しかしながら、賃貸人の財政状態が悪化し、返還不能になったときは、賃料及び解体費用との相殺ができない範囲において貸倒損失が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 単一事業であることのリスクについて（顕在化の可能性：小／影響度：小／顕在化の時期：数年以内）

当社は、「フィットネスクラブ運営事業」の単一事業であり、直営店における会費収入（直営売上）とF Cからのロイヤリティ等の収入（運営売上）及び店舗開発収入（開発売上）という、主に3つの大きな収益源を有しております。他に、物販収益はあるものの、社会情勢の変化等によりフィットネス産業の成長が想定通り進まない場合、当社が事業環境の変化に適切に対応できない場合又は何らかの事情により目標通りに新規出店ができず期ずれとなった場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 優秀な人材の確保と育成に関するリスク（顕在化の可能性：小／影響度：小／顕在化の時期：数年以内）

当社は、積極的に優秀な人材を採用し、社内教育等を行うことによって体制の拡充を図っております。

しかしながら、適切な人材を十分に確保できず、あるいは在職中の従業員が退職するなどした場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、今後の事業拡大に向け、特に加盟店開発及び店舗開発の人員の確保が必要となりますが、採用が計画通り進まなかった場合、あるいは加盟店開発及び店舗開発の人員の流出が生じた場合には、事業拡大の制約となり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 訴訟等について（顕在化の可能性：小／影響度：小／顕在化の時期：特定時期なし）

本書提出日現在において、当社の事業に重要な影響を及ぼすおそれのある訴訟は提起されておられません。

しかしながら、今後、アミューズメントフィットネスクラブの運営に関し、訴訟その他の法的手続等の対象となる可能性があります。かかる法的手続等は多くの不確定要素により左右されるため、その結果を予測することができません。将来において訴訟等の法的手続等が、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 当社株式の流動性について（顕在化の可能性：小／影響度：小／顕在化の時期：特定時期なし）

当社は、代表取締役社長である國江仙嗣及び同氏の資産管理会社が議決権の過半数を所有している会社となっており、売出しによって当社株式の流動性の確保に努めることとしておりますが、2025年4月30日現在、株式会社東京証券取引所の定める流通株式比率は28.96%であります。今後は、既存株主への一部売出しの要請、新株予約権の行使による流通株式数の増加分を勘案し、これらの組み合わせにより、流動性の向上を図っていく方針ではありますが、何らかの事情により上場時よりも流動性が低下する場合には、当社株式の市場における売買が停滞する可能性があります。それにより当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。

(17) 支配株主との関係について（顕在化の可能性：小／影響度：小／顕在化の時期：特定時期なし）

当社の支配株主である國江仙嗣は、当社の創業者であり、代表取締役社長であります。当社の取締役である國江紀久は國江仙嗣の配偶者であります。2025年8月31日現在、國江仙嗣及び國江仙嗣の資産管理会社である株式会社オーブ並びに國江紀久の所有株式数を含めると、発行済株式総数の68.86%の株式を所有しております。

國江仙嗣は、2025年9月26日に決議いたしました当社株式の売出しによって、保有する株式の一部を売却する予定でありますが、引き続き大株主となる見込みです。今後も安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しておりますが、何らかの事情によりこれらの当社株式が売却され、同氏の持分比率が低下した場合には、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、少数株主の保護を目的として3名の独立社外取締役を選任しております。また、役員の指名・報酬に関する諮問委員会として2024年1月の取締役会において任意の指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、構成員は指名諮問委員会及び報酬諮問委員会ともに独立社外取締役3名を含む体制を2024年3月に選定しております。

(18) インターネット等による風評被害について（顕在化の可能性：小／影響度：小／顕在化の時期：特定時期なし）

ソーシャルメディアの急激な普及に伴い、インターネット上の書き込みや、それを要因とするマスコミ報道等による風評被害が発生・拡散した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

2. 事業環境に関する事項について

(1) 気候変動並びに自然災害等の発生について（顕在化の可能性：小／影響度：小／顕在化の時期：数年以内）

気候変動により近年発生が増加傾向にある異常気象や自然災害は、中期的にも継続するとともに規模の拡大が見込まれます。当社は、フィットネスクラブ運営にあたり施設や器具を有しておりますが、大規模な震災や水害等の自然災害や火災等により施設や器具等が大規模に毀損し事業運営が困難になった場合、あるいはこれらの災害や感染症等の影響により予定通りに施設や器具を調達できずに新規出店が困難になった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 経済情勢について（顕在化の可能性：小／影響度：小／顕在化の時期：数年以内）

当社が事業展開しているフィットネス業界は、主として個人消費者を対象顧客としております。会員様からは月次で会費を受領しており、日々の売上が発生する業界に比して会費収入は安定しておりますが、個人消費が低迷するような経済局面においては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

フィットイージー株式会社 本店
（岐阜県岐阜市本町三丁目2番地1）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社名古屋証券取引所
（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名	フィットイージー株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 國江 仙嗣

- 1 当社は、開示府令第16条の2の規定に該当することにより前年の応当日において有価証券報告書を提出していませんが、以後本有価証券届出書作成日までに有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行する株券は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場されております。
(新規上場日 2024年7月23日)
- 3 当社の発行済株券は、基準時上場時価総額が250億円以上であります。
33,814百万円

(参考)

(2025年6月30日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
2,128円 ×	15,890,250株 =	33,814百万円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

当社は、企業理念である、MISSION「新たなフィットネス文化の創造で世界を変えていく」を掲げ、VISION「FIT YOUR STYLE、FIT-EASYでは安心安全で楽しくご利用いただけるトレーニング環境を提供し、皆様の生活の一部となる、世界一のアミューズメントフィットネスクラブを目指します。」を達成するべく、運動を続けることの重要性及び人々の新たな生活基準に沿った生活スタイルを提案するために、フィットネスマシンのみならずアミューズメント要素（スタジオ、高濃度酸素ルーム、ゴルフ、ラウンジ、サウナ、セルフエステ等）を取り入れたアミューズメントフィットネスクラブ（商標登録第6724824号）「フィットイージー」を2025年8月末時点で日本全国に220店舗（直営24店舗、フランチャイズ・チェーン（以下、F C）196店舗）を事業展開しております。

「楽しみながら健康になる」の実現を目指し、アミューズメントフィットネスクラブとしてのノウハウを活かした店舗開発及びサービス開発、サードプレイス（自宅でもない職場でもない第三の場所）となる店舗運営や企画、F C展開を主たる業務とした「フィットネスクラブ運営事業」の単一セグメントとしております。

(1) 事業の概要

(i) 直営店

当社が店舗設備投資を実施し、当社の従業員が店舗を運営し、会員からの会費や販売商品等から収入を得ており、「直営売上」として売上計上しております。

(ii) F C店

F C加盟企業と締結するフランチャイズ契約に基づき、店舗設備投資及び店舗スタッフの人件費を含む店舗運営に関わる全ての費用をF C加盟企業の負担により運営する形態であります。

当社は、出店時の物件選定やプランニング等のサービス提供、またブランド使用権や継続的な指導の対価として会員数に応じたロイヤリティ、当社システム利用料、広告等分担金・広告宣伝費等を受領しており、「運営売上」として売上計上しております。

また、F C加盟企業から契約締結時に受領した加盟金、開業監修費、当社システム導入費及びF C店の新規出店に必要なフィットネストレーニング機器、並びに店舗運営備品等の代金を受領しており、「開発売上」として売上計上しております。

さらに、新規出店により直営店数が増加し事業戦略上F C店化すべきと判断した際、F C加盟企業に対して直営店売却を実施して対価を受領しており、こちらも「開発売上」として売上計上しております。

なお、2025年10月期第3四半期の売上構成について、直営売上1,090百万円（売上構成比率15.9%）、運営売上1,478百万円（同21.5%）、開発売上4,296百万円（同62.4%）、その他売上15百万円（同0.2%）となります。

(2) 事業の特徴

(i) アミューズメントフィットネスクラブ

フィットネストレーニング機器だけを設置した単なるフィットネスクラブではなく、会員が気軽に「楽しみながら健康になれる」「楽しみながら目標達成できる」のがアミューズメントフィットネスクラブであり、FIT-GOLF（シミュレーションゴルフ）やFIT-SAUNA（個室サウナ）をはじめ、FIT-RACE（プロドライバー監修の本格レーシングシミュレーター）、FIT-LOUNGE（PCを持ち込んで仕事やオンラインミーティングができるコワーキングスペース）、セルフエステ等のアミューズメント設備を自らの趣味嗜好に合わせて利用することを可能とした五感で楽しめる空間の実現を目指しております。

また、会員は入会場所に関係なく全店舗で利用できるため、ちょっとした空き時間や仕事帰りには近くの店舗、休日は自宅近くの店舗利用等、ライフスタイルに合わせた利用が可能となっております。

その結果として、当社の顧客層は、24時間フィットネスクラブで多数を占める20歳代及び30歳代の男性だけでなく、40歳代以降に占める比率及び女性の占める比率が向上しております。

加えて当社は、①居抜き物件を主体とした出店によるコスト削減、②建材及び設備品の海外直接大量仕入れと在庫ストックによるコスト削減、③床・壁・天井・設備の既存店再利用によるコスト削減、④自社で内製化した店舗プランの作成及び空間デザインによるコスト削減、⑤物件契約から店舗オープンまでの工期を管理し、スピードの加速とコスト削減に繋げており、これらを実施することにより低コストでハイクオリティな設計・施工システムを実現しております。その結果2025年8月末時点における会費価格帯は、通常会費：7,150円（税込）、FIT-GOLF利用会員会費：7,678円（税込）となっております。なお、東京地区（一部店舗を除く）は、8,778～13,178円（税込）の価格帯となっております。

(ii) AI顔認証

AI顔認証による全店舗相互利用を実現しており、会員が気軽に手ぶらで近隣店舗に入館できる仕組みを構築しております。また、鍵の貸し借りによる不正入館の防止、並びに犯罪及びトラブルを未然に防ぐことを可能にしており、当社はなりすましによる不正入館ゼロを目指しております。

(iii) 出店戦略

創業からこれまでは愛知・岐阜・三重エリアを中心に、近隣住民が日常的に利用出来るような駅から徒歩数分の物件や車で通える郊外型ロードサイド、またビジネス街において仕事帰りに気軽に立ち寄れるような立地を中心に出店しておりました。近年では、ターミナル駅、商業ビル内への出店に加え、日本全国の未出店エリアへの新規出店も進めております。なお、全店舗に対して愛知・岐阜・三重エリアの店舗が占める割合は53.6%となっております（2025年8月末時点）。

デベロッパー、不動産業者等から独自のルートで入手した物件情報に対して、これまでの実績に基づいた「商圈」「動線」「地点」の視点でのマーケティングリサーチを実施し、その評価に基づき優良と判断した物件へ出店しております。

また、物件決定前に独自の重回帰分析ツールによる精度の高い入会数予測を行い、ドミナント出店（※）による相互利用・近隣店舗に別のマシンメーカーやアミューズメントサービスを展開することによる出店拡大をはじめ、未出店エリアへの出店においても戦略的にっております。

結果として、2025年8月末時点において、店舗数、会員数は以下のとおりであります。

■フィットイージー店舗数及び会員数（全社計）

店舗数 220店舗
会員数 205,522人

■フィットイージー店舗数及び会員数（直営店）

店舗数 24店舗
会員数 23,718人

■フィットイージー店舗数及び会員数（F C店）

店舗数 196店舗
会員数 181,804人

■エリア別出店状況

北海道エリア	2店舗
東北エリア	6店舗
関東エリア	25店舗
甲信越エリア	15店舗
北陸エリア	8店舗
東海エリア	130店舗
関西エリア	6店舗
中国エリア	5店舗
四国エリア	6店舗
九州沖縄エリア	17店舗

※、地域を特定し、その特定地域内に集中した店舗展開を行うことで経営効率を高める一方で、地域内でのシェアを拡大し、競合他社より優位に立つことを狙う戦略となります。

(iv) F C運営

長期安定的なF C店舗の収益性について、下記の特徴があります。

- ・近隣会員の日常利用による多頻度来店により、退会率の低減及び会員数の安定を目指しております。
- ・F C店の会費も本部にて集約しているため、回収業務及び未回収管理を本部が代行しております。
- ・本部による物件の転貸借による一元的な管理により地代・賃料が低いこと、また役割分担・行動予定表によるスタッフ業務のシステム化に伴いオペレーション負荷が低く、店舗の人件費コントロールが比較的容易であることにより、長期的に安定した利益獲得を目指しております。
- ・出店候補地の選定から店舗設計、スタッフのトレーニング等、出店プロセス全体をF C加盟店経営者の関与の下で進め、店舗経営へのモチベーション向上につなげております。また、会員数増加がF C加盟店経営者の収入増につながることで、出店後もF C加盟店経営者のモチベーションを高く維持するよう努めております。

なお、当社では、常に進化を求め、新サービス及び新システムの開発を実施しており、F C加盟店でも同様のサービス展開が可能となっております。このような取り組みから本部とF C加盟店との信頼関係は良好で

あり、グループ全体での強みとなっております。さらに、本部からはオンラインによる毎月1回の「店舗責任者ミーティング」、スーパーバイザーによる半期に1回の「SV訪問」及び外部業者による「覆面調査(※)」を実施し、FC加盟店の店舗改善にも取り組むことにより、強固な運営体制が実現しております。

※.接客サービスを改善するための手法で、ファストフード店や小売店、銀行、行政機関など対面販売を行っている店舗で導入されております。お客様がお店で感じたことを率直にご報告いただき、お客様の声をもとにサービスの質を高めていくことを目的に導入しております。

(v) 直営店のFC店化

当社では、直営店の出店数は30店舗を基本水準として考えております。その中で、新規出店により直営店数が増加し、地の利に長けたFC加盟店に経営を委ねると効率的といった事業戦略上FC化すべきと判断した際には、FC加盟店に対して、直営店売却（店舗設備、マシン等含む）を実施しております。

(vi) 店舗運営コストの削減

当社では、顔認証・熱感知システム、スマート入会システム(※1)、FOS管理システム(※2)、WEB予約(※3)等のDX活用事例や、24時間対話型警備システムを導入することによって、オペレーションの省力化を可能にし、1日スタッフ平均約1.5名での運営を実現しております。なお、DX活用に伴い、CS(顧客満足度)やES(従業員満足度)の向上を目指しております。

また、複数のメーカーからマシンを導入することで、仕入交渉に努めております。

上記のようなDXの活用等による省力化及び仕入コストの低減により、店舗運営コストの削減に努めております。

※1.入会するために来店して、店頭でのスタッフによる入会手続きの必要がなく、WEBサイトから登録するだけですぐに施設の利用が可能となっております。

※2.FIT-EASY OPERATION SITE:フィットイージーフランチイズチェーンにおいて、本部とFC加盟店にて各種伝達で使用するプラットフォームであり、指示徹底事項及びマニュアル等を発信し、業務効率化を図るツールとなっております。

※3.ゴルフ、サウナ、エステ、レース等のサービス利用の予約に関して、会員は全店舗のサービスの予約状況を確認しながらスタッフを介さずにオンラインで可能となっております。

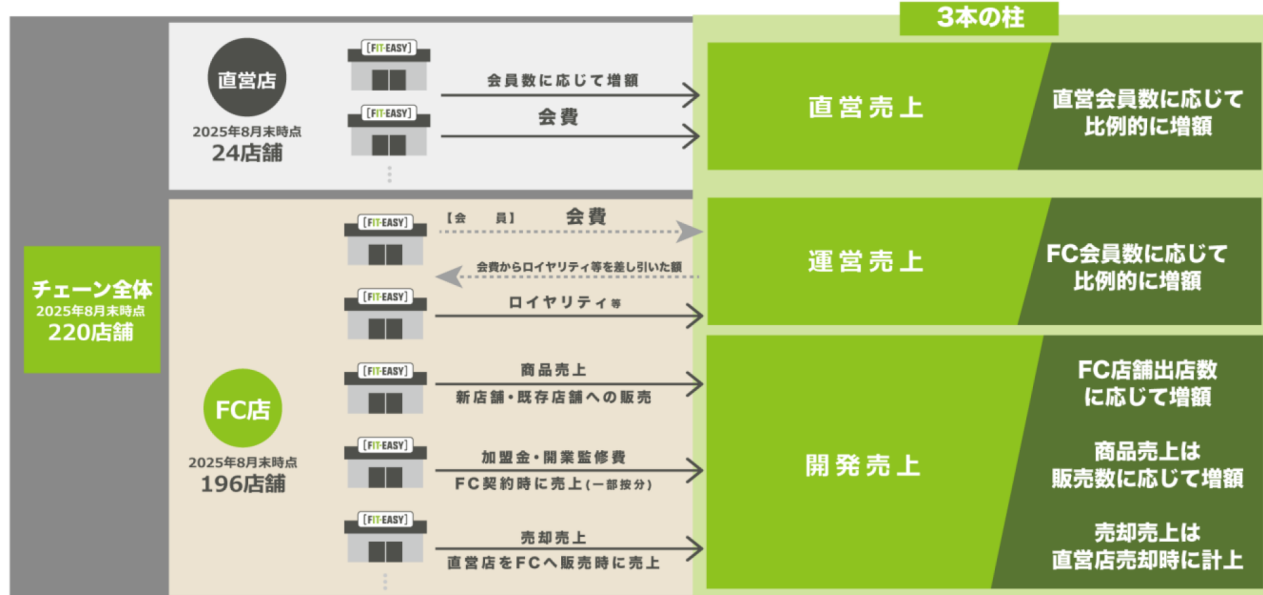
(vii) 信頼感と安心感

当社では、安心・安全なフィットネスクラブの運営を目指しております。その一環として、フィットネス産業の健全な発展に寄与する情報提供、教育機会の提供等を通じてフィットネス産業の普及促進、安心して通える快適なクラブ作りに貢献しているFIA(一般社団法人日本フィットネス産業協会)への加盟をしており、また、10万人超の会員情報を扱う事業者として、個人情報の適切な管理体制の構築と運用を目的として、Pマークを2024年4月に取得しております。

(viii) 五感で楽しむ空間

当社は、会員に非日常で洗練された「サードプレイス(自宅でもない職場でもない第三の場所)」となる空間を提供するために、サービス・接客はもとより、カラーコーディネーターの色彩理論に基づいたマシンのカラーリングやマットの配色、ライティング、床材・壁材・天井・棚等の備品に至るまでの店内全体のデザイン、全店共通の香りのアロマディフューザーの設置、空調管理などを徹底的にこだわり抜き、統一感のある空間を演出することにより、当社の雰囲気や印象を魅力的に表現しております。

当社の主要な事業系統は以下のとおりであります。



2. 主要な経営指標等の推移

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	2020年10月	2021年10月	2022年10月	2023年10月	2024年10月
売上高 (千円)	1,589,187	2,443,987	3,145,298	4,481,348	6,673,497
経常利益 (千円)	116,098	91,831	442,980	1,094,679	1,600,754
当期純利益 (千円)	83,043	48,188	36,806	722,443	1,082,123
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	50,000	50,000	100,000	100,000	509,860
発行済株式総数 (株)	1,000	1,000	1,494,000	1,494,000	15,840,000
純資産額 (千円)	166,669	214,858	351,665	1,074,108	2,975,952
総資産額 (千円)	2,358,523	2,710,244	3,353,713	4,106,807	5,866,878
1株当たり純資産額 (円)	166,669.66	214,858.62	23.54	71.89	187.88
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	20.00
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益 (円)	83,043.92	48,188.96	3.68	48.36	71.24
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	68.88
自己資本比率 (%)	7.1	7.9	10.5	26.2	50.7
自己資本利益率 (%)	66.4	25.3	13.0	101.3	53.4
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	21.48
配当性向 (%)	—	—	—	—	28.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	1,113,349	1,145,375	1,758,026
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	△640,834	△559,484	△552,642
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	77,551	△215,612	△50,869
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	975,890	1,346,168	2,500,684
従業員数 (人)	22	24	27	32	47
(外、平均臨時雇用者数)	(173)	(317)	(213)	(256)	(220)
株主総利回り (%)	—	—	—	—	—
(比較指標：—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
最高株価 (円)	—	—	—	—	1,714
最低株価 (円)	—	—	—	—	700

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 第7期の資本金の増加は、2024年7月23日付で東京証券取引所スタンダード市場及び名古屋証券取引所メイン市場に上場した際の新株発行によるものであります。

4. 2024年7月22日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）による新株発行により、発行済株式総数は900,000株増加しております。

5. 当社は、2022年10月25日開催の取締役会決議に基づき、2022年10月31日付で普通株式1株につき1,000株、2024年1月15日開催の取締役会決議に基づき、2024年1月23日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

6. 第3期及び第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりま

- せん。また、第5期及び第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
7. 当社株式は2024年7月23日付で東京証券取引所スタンダード市場及び名古屋証券取引所メイン市場に上場したため、第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から第7期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
 8. 第7期の1株当たり配当額には、上場記念配当6円を含んでおります。
 9. 第3期から第6期の株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。
 10. 第3期から第6期の1株当たり配当額及び配当性向は、配当を行っていないため記載しておりません。
 11. 第3期及び第4期の財務諸表については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく仰星監査法人の監査を受けておりません。
 12. 第5期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、仰星監査法人による監査を受けております。
 13. 第3期及び第4期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
 14. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイトを含み、派遣社員を除く）は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
 15. 第3期から第7期までの株主総利回り及び比較指標については、2024年7月23日に東京証券取引所スタンダード市場及び名古屋証券取引所メイン市場に上場したため、記載しておりません。
 16. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。
なお、2024年7月23日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

2025年10月期第3四半期（自 2024年11月1日 至 2025年7月31日）の業績の概要

2025年9月26日に公表した2025年10月期第3四半期（自 2024年11月1日 至 2025年7月31日）の業績の概要は以下のとおりであります。

以下に含まれる四半期財務諸表は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項並びに我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成したものであり、監査法人より期中レビュー報告書を受領しております。

なお、金額の表示については、千円未満を切捨てて表示しております。

1. 経営成績等の概況

(1) 当四半期の経営成績の概況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善などにより個人消費の持ち直しの動きが見られる一方で、政治情勢の変動によるエネルギー等の原材料価格の高騰、消費者物価の上昇による消費の減速懸念、世界的な物価上昇や金利引き上げ等、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社が属するフィットネスクラブ業界におきましては、同業種の新業態による低価格帯ジムの出店やピラティススタジオ等のスタジオに特化した専門クラブの出店などフィットネスクラブは引き続き増加傾向にあります。

しかし、当社は、企業理念である、MISSION「新たなフィットネス文化の創造で世界を変えていく」を掲げ、VISION「FIT YOUR STYLE、FIT-EASYでは安心安全で楽しくご利用いただけるトレーニング環境を提供し、皆様の生活の一部となれる、世界一のアミューズメントフィットネスクラブを目指します。」を達成するべく、運動を続けることの重要性及び人々の新たな生活基準に沿った生活スタイルを提案するために、フィットネスマシンのみならずアミューズメント要素（スタジオ、高濃度酸素ルーム、ゴルフ、ラウンジ、サウナ、セルフエステ等）を取り入れたアミューズメントフィットネスクラブ（商標登録第6724824号）「フィットイージー」を日本全国に事業展開し、サードプレイス（自宅でもない職場でもない第3の場所）となる店舗運営によって、他社とは異なる差別化により、フィットネスクラブ業界においてもシェア獲得に繋がっているものと考えております。

また、当社ではBIツールの活用により、強固なデータ経営を推進しております。データ経営の推進により、会員様一人ひとりを点で捉える事で顧客満足度向上を目指した経営及び店舗運営に取り組み、フィットネスクラブ業界水準の退会率ではなく、当社独自の水準を設ける事で退会抑制に繋げております。

このような経営環境の中、当社は2025年4月に200店舗達成後も新規出店を続け、効果的なキャンペーンの実施や会員満足度の向上への取り組みを強化した結果、店舗当たり会員数が堅調に推移したことにより、2025年7月末時点の店舗数及び会員数は以下のとおりとなりました。

■フィットイージー店舗数及び会員数（直営店・F C店 合計）

店舗数 218店舗

会員数 197,038人

以上の結果、当第3四半期累計期間における売上高は6,881百万円（前年同期比45.4%増）、営業利益は1,774百万円（同48.8%増）、経常利益は1,777百万円（同52.9%増）、四半期純利益は1,184百万円（同54.1%増）となりました。

なお、当社はフィットネスクラブ運営事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 当四半期の財政状態の概況

（資産）

当第3四半期会計期間末における総資産合計は、7,141百万円となり、前事業年度末に比べ1,274百万円増加いたしました。これは主に、売掛金が689百万円、差入保証金が639百万円増加したことによるものであります。

（負債）

当第3四半期会計期間末における負債合計は、3,296百万円となり、前事業年度末に比べ405百万円増加いたしました。これは主に、買掛金が429百万円増加したことによるものであります。

（純資産）

当第3四半期会計期間末における純資産合計は、3,844百万円となり、前事業年度末に比べ868百万円増加いたしました。これは利益剰余金が四半期純利益により1,184百万円増加した一方、配当により316百万円減少したことによるものであります。

2. 四半期財務諸表及び主な注記

(1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年10月31日)	当第3四半期会計期間 (2025年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,500,684	1,599,050
売掛金	704,831	1,394,487
商品	97,047	130,197
販売用不動産等	169,311	—
その他	302,350	459,747
貸倒引当金	△2,498	△2,739
流動資産合計	3,771,726	3,580,743
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	624,487	1,081,563
その他（純額）	595,769	662,901
有形固定資産合計	1,220,257	1,744,464
無形固定資産	8,392	136,354
投資その他の資産		
差入保証金	648,516	1,287,738
その他	217,986	392,012
投資その他の資産合計	866,502	1,679,751
固定資産合計	2,095,151	3,560,570
資産合計	5,866,878	7,141,314
負債の部		
流動負債		
買掛金	439,335	868,493
1年内償還予定の社債	115,000	115,000
1年内返済予定の長期借入金	113,706	75,326
未払法人税等	299,906	383,925
資産除去債務	12,784	—
契約負債	365,168	306,755
賞与引当金	24,508	19,027
その他	393,879	321,385
流動負債合計	1,764,288	2,089,913
固定負債		
社債	270,000	175,000
長期借入金	157,169	100,890
資産除去債務	123,627	136,946
その他	575,840	793,855
固定負債合計	1,126,637	1,206,692
負債合計	2,890,926	3,296,605
純資産の部		
株主資本		
資本金	509,860	510,387
資本剰余金	459,860	460,387
利益剰余金	2,006,232	2,873,933
株主資本合計	2,975,952	3,844,708
純資産合計	2,975,952	3,844,708
負債純資産合計	5,866,878	7,141,314

(2) 四半期損益計算書
(第3四半期累計期間)

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年7月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年7月31日)
売上高	4,733,991	6,881,601
売上原価	3,044,600	4,366,930
売上総利益	1,689,391	2,514,670
販売費及び一般管理費	497,402	740,670
営業利益	1,191,989	1,774,000
営業外収益		
受取利息	2,903	3,166
受取手数料	6,038	6,836
その他	1,353	399
営業外収益合計	10,295	10,402
営業外費用		
支払利息	10,714	4,883
支払保証料	2,624	2,239
上場関連費用	18,361	—
株式交付費	8,071	—
その他	183	97
営業外費用合計	39,954	7,220
経常利益	1,162,330	1,777,182
税引前四半期純利益	1,162,330	1,777,182
法人税等	393,424	592,681
四半期純利益	768,906	1,184,501

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(四半期財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(セグメント情報等の注記)

【セグメント情報】

I 前第3四半期累計期間（自 2023年11月1日 至 2024年7月31日）

当社は、フィットネスクラブ運営事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

II 当第3四半期累計期間（自 2024年11月1日 至 2025年7月31日）

当社は、フィットネスクラブ運営事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	前3四半期累計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年7月31日)	当3四半期累計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年7月31日)
減価償却費	138,539千円	135,248千円

2025年 9 月 25 日

フィットイージー株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

名古屋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 木全 泰之

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川合 利弥

監査人の結論

当監査法人は、四半期決算短信の「添付資料」に掲げられているフィットイージー株式会社の2024年11月1日から2025年10月31日までの第8期事業年度の第3四半期会計期間（2025年5月1日から2025年7月31日まで）及び第3四半期累計期間（2024年11月1日から2025年7月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項並びに我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2024年10月31日をもって終了した前事業年度の第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間に係る四半期財務諸表は、期中レビューが実施されていない。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項並びに我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項並びに我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項並びに我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項並びに我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（四半期決算短信開示会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータ及びHTMLデータは期中レビューの対象には含まれていません。

